

中間集団が担う生涯学習の公共性

坂 口 緑
(明治学院大学)

1. 「公共性」⁽¹⁾を問う視点

生涯学習の公共性とは何かという問題は、生涯学習研究に携わる者が基本的な態度として共有してきた視点である。おもに国家の政策として生涯学習の普及と定着が図られてきた戦後日本社会においては、多くの生涯学習関連施策が、国家として取り組むべき課題か否かをめぐり、丁寧な議論が重ねられてきた。なかでも1984年から1987年に開催され、その後、日本の教育改革の方針を水路づけた臨時教育審議会（以下、臨教審）の答申に対しては、とりわけこの視点に立った議論が活発に交わされた。

臨教審答申の特徴はなによりもまず、「生涯学習体系への移行」を軸に教育体系そのものを見直そうとした点にある⁽²⁾。国家レベルにおいても、文部省（当時）の機構改革を伴う見直しがとりいれられ、また地方レベルにおいても、生涯学習推進会議や生涯学習センターといった組織や機構の整備の推進とともに、社会の教育諸機能の活性化や民間活力の活用が提言された。このような提言の背景には、のちに「政府の失敗」と名付けられることになる財政危機、官僚制の硬直化、政府への依存の高まりなどにたいする反省がある。日本では伝統的に、「公共性」とは「お上」が担うものと理解され、民間企業や民間団体、個人に代わり国家や地方自治体が多く役割を担ってきた。それは、福祉国家としての体裁と内実を充実させてきた戦後日本の政策方針と合致し、多くの利点を有していた。しかし同時に、福祉国家政策の視点から

導入される生涯学習関連の施策や事業のなかには、学習主体としての個人の自立よりも依存を、学習機会のネットワーク化よりも個別化を促進させてしまうという欠点も浮かび上がらせた。

このような議論を受け、臨教審第4次答申では「生涯学習の組織化・体系化」が取り上げられ、「生涯学習の体系」の見直し、および「家庭、地域の教育の活性化や学校との連携の在り方」の検討が提案された^③。周知のようにこの提案は、1990年代半ば以降、提言されるようになる学社融合を先取りするものである^④。それは同時に、後述するように、行政の在り方に関する認識の転換を促す提言でもあった。

本稿では、このような一連の流れを、生涯学習の「公共性」を問う視点にとっての大きな変化と位置づける。この変化とは福祉国家の理念に支えられる正統性を根拠に「国家」のみを政策や権利保障の担い手と想定する「国家的公共性」から、家庭や町内会、地域、団体などを担い手と想定する中間集団によって担われる「公共性」へという転換を意味する。ここでの中間集団とは、国家と個人とを媒介し、かつ、国や地方自治体などの行政セクターと市場のセクターとを媒介する集団を指す^⑤。このような中間集団によって担われる「公共性」は、戦後日本の福祉国家政策によって一時的に目立たなくされていた。しかし、ここで同時に明らかにしたいのは、中間集団によって担われる生涯学習の「公共性」という考え方が、決して近年になって突然、表れてきたものではなく日本の生涯学習の歴史のなかで一貫して継承されてきた点であり、またそれにもかかわらず今まであまり論じられてこなかった生涯学習の「公共性」と生涯学習の実践における中間集団が重要な役割を担っているという点である。以上のような関心にもとづき、本稿ではまず、「国家的公共性」の限界について論じる。次に、中間集団がなぜ生涯学習の実践にとって有効なのかという問いにたいし「ソーシャル・キャピタル」という観点から解説する。そのうえで、社会教育団体をはじめとする生涯学習を支える集団の特徴について考察する。以上のような構成をとることにより、臨教審以降、盛んに議論されてきた国家か個人かという軸に沿った「公共性」をめぐる議論が、実は別の軸に沿った中間集団によって担われる「公共性」という理解を覆い隠してきたのではないかという疑問を明らかにしたい。そしてこの疑問にたいするひとつの応答を試みたい。

2. 「国家的公共性」の限界

オーストラリアの教育学者ウィルソンは、日本の生涯学習政策をユネスコのフォール報告（1972年）を真摯に実施した数少ない事例のひとつとして紹介し、1970年代以降、文部省がいかに国および地方の両レベルにおいて生涯学習の施策や施設の設置に尽力したのかを概観している⁶⁾。ウィルソンによると、1970年代から90年代にかけて、地方自治体に生涯学習専門の部署が設置され、各地に生涯学習センターが設立された。また1998年までに生涯学習都市宣言をおこなった都市は100以上にのぼる。このような取り組みの多くは、国レベルあるいは地方レベルの「官」の努力によるものである⁷⁾。と同時に、文部省は地域や学校など、従来の社会教育施設での事業展開だけでなく、他のセクターとの連携を進めていった。その際、目標とされたのが「成熟化社会」における三つの課題、すなわち高齢社会への対応、コミュニティづくり、経済的変化への対応であるという⁸⁾。そしてその時に、行政の役割が変化したとウィルソンは指摘する。

たしかに、1990年代後半以降、国と地方の両レベルにおける行政の在り方には目に見える変化が生じている。1949年に公布された社会教育法は、「社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的」として制定された（第一条）。ただし、1999年におこなわれた一部改正では、地方公共団体がその地域の状況に応じた社会教育関連のサービスを提供できるよう社会教育委員の構成や公民館運営審議会に関する規制が緩和され、また2001年には社会教育と、学校教育および家庭教育との連携を強めるための条文が追加された。地方分権や規制緩和といった動きが生じてきた背景には、1998年の生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」での審議がある。ここで注目すべきなのは、「ネットワーク型行政」という新しい考えが導入されたことである。これは、学習支援のための行政機関の間や、行政機関と民間機関の間でネットワークを形成するような行政の役割を指す。「ネットワーク型行政」は、学習支援のための事業をまっぴら行政が担うモデルとは異なり、国および地方の両方のレベルにおい

て、行政の役割を限定しつつ明確にし、他のセクターとの連携を進めるための仕組みを示している。高齢社会への対応、コミュニティづくり、経済的変化への対応といった「成熟化社会」における生涯学習の課題は、かつてのように福祉国家政策の一環として行政だけが取り組んでも成果を見込めない。それよりも、行政間の、あるいは行政と民間との連携を深め、また教育・学習関連機関や施設、団体等の間の関係を築くことを、行政の新たな在り方としてはどうかとの考えが提案された。

しかしながら、このような新しい行政の在り方がただちに理解され実現されたわけではない。臨教審以降の「生涯学習体系への移行」は、様々な生涯学習活動の「民営化」を促したり、公民館等での講座の有料化や施設利用料の有料化を招いたりすると曲解された。そしてその結果、機会均等の原則がゆがめられ、特定の者だけが学習機会を享受する生涯学習の「私事化」が生まれ、そのため「公共性の解体」がおこるのではないかと、あるいは、福祉国家政策の一環として生涯学習政策を実施する方針から、個人の多様な学習ニーズに基づき応えるための「ネットワーク型行政」への転換は、学習する「権利」を保障するという生涯学習の理念を阻害するのではないかと批判がおこった。

このような批判が正当なものなのかどうかについてここでは議論しない。それよりも注目したいのは、このような批判において暗黙のうちに前提とされている、特徴的な視点である。というのも、この視点こそが、現在まで、生涯学習論における「公共性」をめぐる議論を偏向させてきた前提だと考えられるからである。

ここで前提とされている視点とは、すなわち、「公共性」を個人の「権利」の保障という観点から規定し、それを保障するエージェンシーとしてもっぱら「国家」を想定する考えである。個人が学習する権利とそれを保障するエージェンシーとを区別して論じることは可能である。実際に、臨教審答申以降、明確になった「生涯学習体系への移行」という方針や、その後、概念化される「ネットワーク型行政」は、そのような区別を生涯学習関連施策に取り入れようとの提案であった。それにもかかわらず、講座の有料化をただちに生涯学習の「私事化」と受け止める感覚が生じてくるのは、個人の権利を法的に保障してくれる「国家」だけが「公共性」の担い手であるとの前提によるものだと考えられる。

当然ながら、このような前提はいくつもの選択肢をもつ社会政策モデルのごく一部を投影した「公共性」概念にすぎない。たとえば、国家と生涯学習との関係について包括的な見取り図を示しているイギリスの成人教育学者ピーター・ジャービスは、社会政策モデルとして何を採用するかによって国家の介入の仕方が異なってくるとし、イギリスを中心とするヨーロッパでは、国家はもっぱら職業教育には積極的に介入しつつも「リベラルな成人教育」には「その提供を奨励するのみ」ととどまってきたことを例証する⁽⁹⁾。たしかに、福祉モデルにおいては「介入主義」が採用される。すなわち、個人の権利を保障するエージェンシーとして国家が一定の役割を果たすことが正統だとされる。しかしながら、市場モデルにおいては自主的な余暇活動としての成人教育が存在し、また社会統制モデルにおいては「リベラルな成人教育」ではなく職業教育に力点がおかれ、後者に関してのみ国家介入が正統だとされる。このような見取り図に従うと、「国家的公共性」自体が多義的であること、すなわち臨教審以降の「生涯学習体系への移行」が生涯学習の「私事化」を招くとの批判が、ここで言う福祉モデルに限定される公共性への異議申し立てであることが理解できる。

問題は、そのような福祉モデルが生涯学習の政策にとってどのような意味を持っているのかという点である。カナダの成人教育学者シェール・ルーベンソンは、ジャービスとは異なり、経済的・社会的グローバリゼーションが広がる現代社会を対象に、社会政策モデルを支える理念によって、国家の位置づけが異なってくるとし、北米を中心とする社会における国家と生涯学習との関係を読み解いている⁽¹⁰⁾。ルーベンソンによると、経済的・社会的グローバリゼーションの広がりをも前提とした社会政策モデルを支える理念には、第一にトクヴィルらの多元主義(pluralism)、第二にハイエクらの公共選択理論(public choice theory)、第三にオッフエらの新マルクス主義、第四に、第一と第三の間に位置するような社会民主主義、第五にマイノリティの視点に立つ国家批判などがある。この分類に従うと、福祉国家を「公共性」の担い手だとする先の見解は、第四の理念に当てはまる。ただし、経済的・社会的グローバリゼーションを前提とした分類をおこなうルーベンソンにとって、成人教育における「平等」という目的は、国内の社会政策に限定されるものではない。国際成人識字調査(International Adult Literacy Survey)の結

果に着目し、「成人教育への参加と識字レベルの違いは、学校制度そのものというよりも、福祉国家体制の性質によって説明できる」と主張するのも、国家間における差異を解消し、「平等」を実現するために、成人教育が「福祉国家的」な社会政策を実施する方向性を示すためである⁽¹¹⁾。

また、ルーベンソンは別の論文で、スウェーデンを例に「福祉国家体制の性質」自体が、1950年代から1990年代にかけて変化してきたことを分析している⁽¹²⁾。この分析によると、1950年代のスウェーデンでは、労働市場における失業者や非熟練労働者の訓練として成人教育が国家の政策とされてきた。その際、訓練の主要な担い手となったのは、労働省管轄の政府機関、企業内教育、学校教育制度、そして自主組織提供の講座の4種類だった⁽¹³⁾。1970年代になると、成人教育の目標として、「金銭、財産、知識、心理的および身体的エネルギー、社会諸関係、安全性」といった「生活水準」の基礎となる資源（resources）の再分配が求められるようになる。その際、再分配のための主要な担い手として期待されたのは学校教育であり、高等教育を含む学校教育の改革が実施された。その後、1990年代になると、成人教育は国家や市町村など行政（state bureaucracy）をとおして実施されるべきだとの認識が撤回され、民衆レベルの活動の重要性が認知されるようになる。そして、成人教育関連の事業展開を可能にする補助金制度を国家が準備し、その担い手として「自主的な民衆の成人教育機関」を想定する政策が実施されたという⁽¹⁴⁾。このようなルーベンソンの解説にしたがうと、福祉国家的な観点から国内における成人教育政策が実施される場合でさえも、その担い手は国家とは限定されず、常に複数であったことが分かる。

臨教審で示された「生涯学習体系への移行」を生涯学習の「私事化」を招くとして退ける批判では、ジャービスが指摘するいくつか考えられるモデルのうち「福祉モデル」にのっとった「公共性」を語っているに過ぎないとの認識が回避されている。ジャービスは、社会政策にたいする「国家」の介入の仕方に注目し、「国家的公共性」自体が多義的であることを説明した。同様に上述の批判は、ルーベンソンが指摘する「福祉国家体制の性質」の変化を考慮に入れようとしなない。ルーベンソンは、たとえ福祉国家的な観点から成人教育政策が実施されたとしても、「平等」を目指す政策は必ずしも国内的な視野にとどまらず、国家間の差異を解消する視点が組み込まれうること、ま

た国内的な政策に限ったとしても、その担い手は必ずしも「国家」だけではなく、企業や学校、「自主的な民衆の成人教育機関」をも含みうる複数のエージェンシーであることを説明する。したがって、「国家的公共性」自体の多義性を問わずにそれが福祉国家政策に支えられる正統性をもつものとひとまず理解したとしても、生涯学習関連の施策が、国家間の差異をも視野に含むとき、「国家的公共性」のみに立脚して「公共性の解体」を唱える主張には限界が生じる。同様に、国内的な施策の担い手が「国家」のみではなく、企業や自主組織など多様なエージェンシーとなるとき、「国家的公共性」のみに立脚して「公共性の解体」を唱える批判には限界が生じる。生涯学習の公共性を問う視点は、このような限界の認識から、まずは出発しなければならないだろう。

3. 多様なエージェンシーとしての中間集団

公共性を考える際、ルーベンソンが国内的な施策について指摘していた点、すなわち福祉国家的な観点から実施される政策の場合でさえ、その担い手がかならずしも「国家」に限定されるわけではないという点は重要である。というのも、この点に着目すると、日本社会における生涯学習の実践もまた、多くの点で、必ずしも「国家」には収斂されない、多様なエージェンシーによって担われてきたことが明らかになるからである。

たとえば、カナダの政治哲学者チャールズ・テイラーは、「自由主義的政治と公共圏」という論文で、「入れ子状の公共圏」(nested public spheres)という概念を提示している。「入れ子状の公共圏」とは、「内部での議論がある程度まで公になるような機能をもった」諸集団を指し、具体的には政党や社会運動の集団、サークル、集会、会合などを含む。テイラーによると、現代社会では一定の集権化や官僚制は回避できない。これはたしかに民主主義を硬直化させる。しかし、二重の分権化(a double decentralization)が機能すれば、すなわち地域社会と「入れ子状の公共圏」とに集権化や官僚制化された権限が委譲されれば、民主主義の硬直化は相殺(offset)されうるといふ。そのとき「入れ子状の公共圏」として重要になるのが、中間集団の役割

である。というのも、そのような場でしか、「時折の投票行動以外、排除されていると感じている普通の市民による意見陳述(input)が媒介されない」からである⁽¹⁵⁾。ティラーは、民主主義を中心理念とする「自由主義的政治」の実現を念頭に、中間集団の役割を強調する。それが、地域社会や「入れ子状の公共圏」という場を通じて、硬直化した制度を変革していく可能性をもたらしてくれると考える。個人の権利の実現を、もっぱら国家に期待する「公共性」の議論ではなく、中間集団を媒介とした(政治)制度や(政治)理念の実現を描き出そうとする図式である。

ただし、このような「公共圏」は、伝統的共同体や自発的結社のすべてを含むような広義の中間集団ではなく、ある一定の傾向をもつ集団のみを前提としている。それは「政治的」に「フォーマル」な中間集団、すなわち政党やそれに準ずる政治団体のほか、政治的な関心によって集まった自発的結社としての社会運動集団、サークル、集会、会合などである。「入れ子状の公共圏」に含まれる諸集団には、前述のように「内部での議論がある程度まで公になるような機能」が期待されている。「政治的」に「フォーマル」な中間集団である以上、上のような機能、すなわち公と私の区別が、「公開性(openness)」の原則に従っていることが想定されている。なぜそのように想定されているのか。おそらく、ティラーが中間集団を重視する理由が「自由主義的政治」の実現にあるからだろう。ティラーは、「政治」の領域において、集権化や官僚制を「相殺」する機能を、「政治的」に「フォーマル」な中間集団に期待する。これはあくまでも政治的理念を実現するための方法として提起されている。

このような考えに対し、かならずしも「政治」の領域とは限定せず、また、公と私の区別が「公開性」の原則に従っていることを想定しない、いわば「インフォーマル」な中間集団の重要性を主張する立場がある。アメリカの政治学者ロバート・パトナムが定式化した「ソーシャル・キャピタル」という概念である⁽¹⁶⁾。

パトナムは、1970年イタリアで行われた地方制度改革の実施により、北中部よりも南部の州政府の行政パフォーマンスが有意に低下するという現象に着目し、その要因について、20年間かけて政治家や役人に対するインタビュー、事例研究や行政パフォーマンスに関する社会調査および統計的分析を実

施し考察している。なぜ、イタリア全土の官僚制に適用されたに同一の制度改革が、地域によって異なる帰結をもたらすのか。パトナムによると、それは制度や改革の徹底度の違いではなく、「ソーシャル・キャピタル」（社会関係資本）の違いに起因するという。パトナムの唱える「ソーシャル・キャピタル」とは、市民の公的活動を支える価値、規範、制度のネットワークである。それは投票率や新聞購読率、あるいは「アマチュア・サッカー・クラブ、合唱団、ハイキング・クラブ、野鳥観察クラブ、読書会、狩猟協会、ライオンズ・クラブ等」への加入率といった、官僚制とは無関係に見える指標から測定されるような、「連帯、信頼、寛容」といった徳（virtue）に支えられた個々人の意識である⁽¹⁷⁾。パトナムによるとそのような個々人が、社会として「ソーシャル・キャピタル」を形成し維持するのは、「活気に満ちた結社的な生活（associational life）」を通してである。イタリアにおける北中部と南部の行政パフォーマンスに格差をもたらしているのも、実は、非政治的という意味で「インフォーマル」な中間集団の厚みの差である。なぜなら、「インフォーマル」な中間集団は「メンバー個々人に及ぼす『内部』効果とより広い政治体へ『外部』効果」（トクヴィル）の両方をもたらすからである。

同様の論理にもとづいて、イタリアでの研究成果をアメリカ社会に当てはめ、「ソーシャル・キャピタル」の衰退について論じた別の著作において、パトナムはやはり「インフォーマル」な結びつきを重視する。それは例えば、「仕事帰りに仲間と立ち寄る一杯飲み屋、なじみのダイナーで飲むコーヒー、火曜の夜ごとに楽しむポーカー、友人と見るテレビ、暑い夏の夜に共に楽しむバーベキュー、書店での朗読会への参加、毎日、すれ違う顔なじみのジョギング愛好者とのあいさつ」をも含む広い社交行為を指すという⁽¹⁸⁾。これはいわば伝統的共同体をも含むような、「インフォーマル」な近隣とのつきあいを示している。パトナムによると、このような「インフォーマル」な結びつきは、自発的な集団への参加、たとえばタウン・ミーティングや教会での社会活動、クラブの集会や市民グループ、スポーツ・イベント、PTA、ボーリング・リーグへの参加を促す。しかしながら1970年代以降のアメリカ社会では、「インフォーマル」な結びつき自体が弱くなり、その結果、自発的な集団への参加も減少し、「ソーシャル・キャピタル」が衰退するという経緯をたどっていると指摘する。

このように、バトナムは伝統的共同体においてもまた自発的結社においても、わざわざ「非政治的」な集団に着目する。そして、「インフォーマル」な結びつきの衰退が30年間かけてアメリカ社会で進行してきた点を「一人でボーリングを」という象徴的なフレーズで指摘し、組織の形骸化に陥ることなく信頼のネットワークを紡ぎ出すには、「メンバー個々人に及ぼす『内部』効果とより広い政治体へ『外部』効果」とを同時に満たす「ソーシャル・キャピタル」の必要性を強調する⁽¹⁹⁾。

バトナムの「ソーシャル・キャピタル」概念は、テイラーの提出する「入れ子状の公共圏」を下支えする。テイラーが集権化や官僚制にたいして中間集団を媒介とした（政治）制度や（政治）理念の実現を意図したように、バトナムは集権化や官僚制にたいして「ソーシャル・キャピタル」に支えられた「効率的」で「応答的」な行政パフォーマンスの「質」の向上を構想する。ここには、国家と個人のあいだに位置する多様なエージェンシーである「中間集団」という軸に沿った「公共性」概念が示され、集権化や官僚制に対する処方箋として、重層的な中間集団の形成が有用だとの可能性が開示される。というのも、「公共性」をめぐる議論は、個人と国家とで負担を押しつけ合うような拮抗関係ではなく、個人を超えた広がりをもつ「公的」なる領域における多様な活動やその負担を、どのように分配し、保障し、実現するのかに関するものだとして理解できるからである。政治的な権限が地方政府や「入れ子状の公共圏」に委譲されること、そして行政パフォーマンスがより「応答的」で「効率的」となること。これらの可能性を引き出すのは、非政治的という意味において「インフォーマル」な中間集団であり、同時にそれを支えている「ソーシャル・キャピタル」だからである。

4. 中間集団が担う生涯学習の公共性

このような政治思想の領域における議論は、生涯学習論における「公共性」をめぐる議論に、どのような示唆を与えてくれるのだろうか。

結論を先取りすると、大きく分けて二つの意義が考えられる。ひとつは、個人の権利とそれを保障するエージェンシーとの関係に関するものである。

「国家的公共性」を前提とする議論が提起した問題は、個人が学習する権利を保障するのは誰か、という問題であった。講座や施設利用の有料化が問題となるのも、「市場」によっては「権利」の保障が危ぶまれるからである。しかしながら、ジャービスやルーベンソンの考察から見えてきたのは、生涯学習における権利とは、一律に国家によって保障されるべきと考えられるほど定まった概念ではないという点である。実際に、学習グループの実践に詳しい瀬沼克彰は、1980年代当時から「各地で草の根的に育ってきている」学習グループが取り組んでいる学習の「質」に着目している。それは、行政の講座から自主グループとなったり、住民が結集して学習活動を展開したり、また活動リーダーが呼びかけて新たな学習活動を始動させたりすることにより、学習の「享受」から「参加」、「創造」へと至る変化をたどっている。学習する「権利」保障をもっぱら行政に依存するのではなく、自主的にグループを立ち上げることにより、自分たちの望む「質」をともなう学習が獲得されるプロセスが、この考察からは見えてくる⁽²⁰⁾。重要なのは、内容によって、保障されるべき権利も、また保障の担い手であるエージェンシーも多様でありうるとい点だろう。このように考えると、生涯学習の「公共性」をめぐる議論とは、生涯学習社会において、どのような内容の学習が必要とされ、そのうちどの程度が個人の権利としてどの程度の、そして誰の負担で保障される必要があるのか、またその保障の担い手は国家なのか、市場なのか、何らかの団体なのか、自主グループなのか、あるいはその組み合わせなのかといった論点をめぐる議論にほかならないことがわかる。

もうひとつの意義は生涯学習社会の形成と「団体」との関係に関するものである。「団体」に着目することで判明したのは、生涯学習の実践において、日本社会では戦前と戦後をとおして「団体」が大きな役割を果たしてきたことだった。たとえば、地域住民の学習活動に詳しい佐藤守は、民間の生涯学習団体の動向について、秋田県生涯学習センターが1981年と1988年の二回にわたっておこなった「生涯学習を進めている集団の現状」の調査に着目し、「社会教育関係団体」をはじめ「個人経営の小規模な塾、教室、またはグループ・サークル」を含む「団体」の活動について考察している。佐藤によると、戦前の伝統的な村落社会においては年齢階梯集団が地域に密着した包括的な機能をもち、それぞれの年代を組織していたのにたいし、戦後の都市化が進

んだ社会においては年代ではなく目的に応じた機能集団が発生した。ただし先の二回の調査によると、たしかに、年齢階梯集団の典型例である「青年会」は、秋田県内の総集団数をみると1981年から1988年の間に50%減というデータが示されたものの、構成員はスポーツや芸術を含む多様な目的別にグループやサークルを形成し、機能集団としての再編成を繰り返していることが報告されている。また、学習集団の小規模化が進行しているという特徴も合わせて報告されている。これは、ある地域を単位とする全員参加といった強制力がなくなり「近隣社会における仲間集団」としての側面が強くなったことを反映している⁽²¹⁾。このような小規模化および機能集団化という傾向は、学習が多様な目的のもとに形成されることで非政治的という意味での「インフォーマル」な結びつきを促進させる活動となっていることを表している。それは、パトナムのいう「ソーシャル・キャピタル」の水準を維持し、高めることに寄与する活動でもある。このような佐藤の考察に従うと、一般に「公共性」が高いと認識されることの多いまちづくりや環境、福祉、人権、国際理解といった、いわゆる「現代的課題」に関する学習活動ではなくても、なんらかの「団体」をとおして行われる趣味・教養や楽しみのための学習が、「ソーシャル・キャピタル」の水準を維持し、高める活動となる可能性が浮かび上がってくる。

どのような内容の学習が、どのような担い手によって保障されるものなのか。その際、「ネットワーク型行政」がどのように関わるのが望ましいのか。多様な中間集団によって担われる生涯学習の「公共性」は、このような論点をめぐる議論から実質化されると考えられる。

<注>

- (1) ここでは「公共性」を一般的な意味、すなわち「広く社会一般に利害・影響を持つ性質。特定の集団に限られることなく、社会全体に開かれていること」と理解する(『大辞林 第二版』)。「広く社会一般に利害・影響を持つ性質」を発揮するのがもっぱら「国家」に限定される場合を「国家的公共性」とみなし、そのような「性質」を発揮するのが複数のエージェンシーである場合を「中間集団」によって担われる「公共性」とみなす。ただし、理念的に「公共性」概念が「公開性」と「集合性」とをどのように組み入れ、かつ「公益性」や「公共圏」といった概

念とどのような関係にあるかという問題については次の文献を参照のこと（坂口緑「市民教育としての生涯教育——コミュニティアニズムの取り組み」『日本生涯教育学会論集 20』1999 年 14-15 頁, Hillel Steiner, The 'Public-private' demarcation, in: Maurizio Passerin d' Entreve/ Ursula Vogel eds., Public & Private: legal, Political and Philosophical Perspectives, Routledge, 2000, pp. 19-27）。

- (2) 臨時教育審議会第 4 次答申には、教育改革の視点として、①個性重視の視点、②生涯学習体系への移行、③変化への対応の三つが示されている（『教育改革に関する答申——臨時教育審議会第一次～第四次（最終）答申』臨時教育審議会 1985 年）。これに関して、池田秀男は、「同審議会答申の特徴は、これまでの答申を踏まえながらも、……『生涯学習体系への移行』による教育体系の総合的再編成の論拠と具体化の課題を明示しているところにある」と述べている（池田秀男「生涯教育推進機構の組織」『日本生涯教育学会年報』1989 年第 10 号 9 頁）。
- (3) 『教育改革に関する答申——臨時教育審議会第一次～第四次（最終）答申』臨時教育審議会 1985 年 18-19 頁。
- (4) 渋谷英章は、臨時教育審議会の答申が学社融合を先取りしたものであることを指摘している（渋谷英章「学校教育と学社融合」『日本生涯教育学会年報』第 17 号 1996 年刊 24 頁）。
- (5) 中間集団論の原型には、デュルケムのコルボラシオン論、コーンハウザーの社会類型論、そしてトクヴィルのアソシエーション論などがある。ここではトクヴィルのアソシエーション論を前提とする。すなわち、民主社会において個人と国家とを媒介し、個人の孤立化や国家の全体化にそれぞれ対抗する防波堤として機能するのが、伝統的共同体や自発的結社の両方を含む集団であるとの見解である（トクヴィル『アメリカの民主政治 上・中・下』井伊玄太郎訳 講談社学術文庫 1987 年）。近年の政治思想では、後述するテイラーやバトナムを中心にトクヴィルのアソシエーション論を発展させた「コミュニティアニズム」という思潮が形成されている。「コミュニティアニズム」が想定する中間集団の性格は論者によって異なるが、テイラーおよびバトナムが想定するのは、伝統的共同体を閉鎖的な社会とみなす一方で、自発的結社を開放的な社会とみなすテンニースのよく知られた二元論（ゲマインシャフトとゲゼルシャフト）ではなく、マッキーヴァーが論じているような伝統的共同体と自発的結社とを連続的かつ重層的にみなす考え方である（佐藤慶幸『NPO と市民社会——アソシエーション論の可能性』有斐閣 2002 年 161-185 頁, 坂口緑・中野剛充「現代コミュニティアニズム」『ポスト・

リベラリズム』ナカニシヤ出版 2000 年 86-104 頁)。

- (6) John Dewar Wilson, *Lifelong Learning in Japan – a lifeline for a 'Maturing' Society?* In: *International Journal of Lifelong Education*, vol. 20, No. 4. 2001, pp. 303-307
- (7) John Dewar Wilson, op. cit., p. 305
- (8) 「経済的変化への対応」とは、不況下における失業者や雇用者にたいする職業訓練の在り方を指している。John Dewar Wilson, op. cit., pp. 308-310
- (9) ただしジャービスのいう「成人教育」と日本の生涯学習の内容とは必ずしも一致しない。ピーター・ジャービス『国家・市民社会と成人教育——生涯学習の政治学に向けて』黒沢惟昭、永井健夫監訳明石書店 36-89 頁。
- (10) Kjell Rubenson, *The Power of the State: Connecting Lifelong Learning Policy and Educational Practice*, in: *Power in Practice: Adult Education and the Struggle for Knowledge and Power in Society*, Ronald M. Cervero, Arthur L. Wilson (eds.), Jossey-Bass, San Francisco, 2001, pp. 83-104
- (11) Kjell Rubenson, op. cit., pp. 87-88
- (12) Kjell Rubenson, *Adult Education Policy in Sweden*, in: *Policy Studies Review*, 13(3/4), 1994, pp. 367-390
- (13) Kjell Rubenson, op. cit., p. 368
- (14) Kjell Rubenson, op. cit., pp. 379-380。スウェーデンにおける学習サークル活動の展開が示された論文に、Steffan Larsson, *Seven Aspects of Democracy as Related to Study Circle*, in: *International Journal of Lifelong Education*, vol. 20, no. 3, 2001, 199-217。
- (15) Charles Taylor, *Liberal Politics and the Public Sphere*, in: *Philosophical Arguments*, Harvard University Press, Cambridge, 1995, pp. 279-280
- (16) Robert D. Putnam, *Turning In, Turning Out: The Strange Disappearance of Social Capital in America*, in: *PS Political Science & Politics*, vol. 28, no. 40, 1995, pp. 664-683, Robert D. Putnam, *Bowling Alone: America's Declining Social Capital*, in: *Journal of Democracy*, vol. 6, no. 1, 1995, pp. 65-78, Robert D. Putnam, *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, New York, Simon & Schuster, 2000。
- (17) ロバート・パットナム『哲学する民主主義 —— 伝統と改革の市民的構造』NTT 出版 2001 年 110 頁
- (18) Robert D. Putnam, *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American*

Community, 2000, p. 93

- (19) トクヴィルは、市民社会における活発な中間集団の活動が、全体主義を退け、民主主義の維持に貢献すると考えた。このトクヴィルの考え方を、発展的に実証したのが、バトナムの大きな業績であると考えられる。
- (20) 瀬沼克彰『コミュニティの生涯教育』学文社 1984 年 205-208 頁。
- (21) 佐藤守「民間の生涯学習事業——民間団体」『日本生涯教育学会年報』1989 年第 10 号 127-144 頁。